

不正防止計画

平成 27 年 3 月 31 日制定

令和 2 年 8 月 1 日改正

令和 3 年 8 月 1 日改正

「公的研究費の管理・監査要領」に基づき、群馬県立産業技術センター（以下「センター」という。）における不正防止計画を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

所長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を設置し、責任体系の明確化を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 公的研究費の不正防止に関する規程等を整備し、適正な運営・管理を推進する。

(2) 関係者の意識向上

- ・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に対し、関係規程及び公的研究費に関するルールを周知するとともに、定期的にコンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督を行う。
- ・コンプライアンス推進責任者は、全ての職員に対し、継続的な啓発活動を実施する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

防止計画推進部署は、監査結果や外部の不正事例をもとに、不正を発生させる要因の把握とその分析・検証を進めるとともに、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

定期的な執行状況の確認により、予算の計画的な執行を徹底するとともに、必要に応じて改善を求める。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費に係る運営・管理体制や不正防止計画、告発窓口等をホームページで公表し、不正防止の取組に関する積極的な情報発信を行う。

6. モニタリングの充実

内部監査を毎年定期的実施し、改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。不正が発生するリスクに対し、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。

7. 不正防止計画の点検・評価

継続的に不正防止計画の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。